

2026 年 2 月版

有機 JAS フォローアップ資料

～ 2025 年度 ～



公益財団法人 自然農法国際研究開発センター

も く じ

1. FAMIC 事業所調査への対応	・ ・ ・ ・ ・ P.1
2. J A S 法令等の改正	・ ・ ・ ・ ・ P.2
3. 認証事業者の不適合	・ ・ ・ ・ ・ P.3
4. 有機 JAS に関する資材情報	・ ・ ・ ・ ・ P.7
5. 有機 JAS 資材評価協議会の登録リストについて	・ ・ ・ ・ ・ P.8
6. 連絡事項	・ ・ ・ ・ ・ P.12

1. FAMIC 事業所調査への対応

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）の定期調査が行われ、不適切な業務として以下の指摘があった。

1) 都道府県等への情報提供について

毎年、複数の都道府県より、有機農業の推進状況の掌握等を目的に、認証事業者の情報（作付け品目、面積等）の提供依頼があります。情報提供の依頼者が公的機関等であること、有機農業の実態調査が目的であり且つ目的以外の情報利用をしないこと、また有機農業推進法に基づく調査であることや国が進める「みどりの食料システム戦略」の趣旨に沿うものであること等を確認し、情報の提供をしております。

しかしながら、提供情報に認証合意書で公表の同意を得ていない作付け品目、面積等があったことから、認証業務規程に適合しない業務と判断され、この改善として、先般 有機農産物の認証生産行程管理者に「都道府県等への情報提供について」として情報提供の同意に関する文書を通知していたところです。

今後は、この同意を得られた事業者に関り情報提供をしていくこととします。

この同意書の返送がまだの事業者においては、すみやかに返送してください。

2) 内部規程の記載不備について

認証事業者（有機農産物の生産行程管理者）の年次調査に FAMIC 職員が立ち会った際に、“一般管理”が具体的に規定されていないことを指摘しなかったと指摘を受け認証事業者に内部規程の見直しを求めました。

内部規程に、一般管理に係る事項を定めることは有機農産物の生産行程管理者の認証の技術的基準 5.2c)で求められています。内部規程に一般管理の項を掲げていても、具体的に定められていない事業者もみられます。当センターでも順次確認を進めているところですが、内部規程見直しの際などに一般管理の内容が適切に定められているか今一度確認してください。

2. JAS 法令等の改正

本年度は、JAS 法及び関係法令に係る改正はありませんでしたが、次の関連資料の変更がありました。

○有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機飼料の J A S の Q & A 改正 (2025 年 10 月版)

2025 年 10 月 1 日より有機酒類の表示規制が開始されたことに伴い、以下のように改正された。

＜主な改正箇所＞

- ・問 34-17 の回答が分かりにくいとのご意見があったので、書きぶりを変更した（回答内容に変更はない）
- ・問 17-2 について、これまで天敵等生物農薬を列記していたところ、より更新頻度の高い情報にアクセスできるよう、別サイトのリンクに誘導するように回答を修正した
- ・その他、軽微な文言修正を行った

最新の告示及び Q&A 等は、農林水産省のホームページにて公開しています。

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki.html

3. 認証事業者の不適合

認証事業者の年次調査等において、検出の多い指摘を以下に事例として取りあげます。

<事例①> 年次提出すべき書類の未提出又は遅延

a)年間の生産計画の提出は、内部規程で〇月と定めているが遅延した（小分けは義務ではないが、規程で提出を定めていれば守ること）

b)格付実績報告（農産の場合は、認証に係る面積報告も含む）の提出は、JAS 法施行規則で6月末日まで、格付規程では〇月と定めているが遅延した

（要求事項と考察）

提出期限は、自らの規程に「〇月」と定めています。毎年遅延している事業者は、どうしたら期限までに提出できるのか、原因を究明し、再発防止を図ってください。

提出期限が定められている書類は、必ず期限を遵守してください。

【JAS 法施行規則第48条1項ニ(10)、認証合意書15,17,20条、認証の技術的基準、内部規程、格付規程】

<事例②> 認証事項の変更に関する未届出

a)責任者、担当者の交代、追加、取り下げに伴う変更

b)機械の入れ替え、追加、取り下げに伴う変更

c)ほ場の周辺環境の変化に伴う、周辺図（農B1-4）の更新

d)使用資材の新規導入、不使用資材の削除等に伴う変更

e)外部業者への業務の委託に係る届出

f)ほ場、施設の追加、削除、使用状況（機械器具等の配置変更）に伴う届出

（要求事項と考察）

認証に伴い届出している事項に変更が生じる場合は、事前の更新する関係書類を更新又は作成して変更届とともに届出することを基本としています。年次調査時に変更を申し出ることは、指摘されてから行うことと同じで、状況によってはJAS法違反や格付の停止に繋がることもありますので、注意してください。

例えば、従事者の変更で格付担当者が変わっていたとします。格付担当者には実務経験年数と講習受講等、資格要件を満たしている必要がありますが、届出していない者は格付担当者ではないので、その者が格付業務を行っていたとすればJAS法に違反したことになります。

申請書類に記載している事項に対しての考え方はどれも同じで、変更の届出を後からしてもよいわけではないので、しっかり計画を立てて適切に行ってください。

また、ほ場や施設等の変更は、現地を確認し判定を経てから認証となるため、書類の届出を行うだけでは格付ができないことにも注意してください。外注先の施設での調製作業等の場合も同じです。特に、現地確認する必要がある届出の場合は、書類確認に時間を要するので調査実施の2カ月前までに提出するようにしてください。

【認証合意書 18 条、認証の技術的基準】

<事例③> 生産行程・小分け等の記録不備

- a)生産管理記録の播種量、苗量の記録漏れ
- b)育苗管理記録の使用した培土の記録漏れ
- c)製造の記録への脱酸素剤・窒素等の記録漏れ
- d)機械の清掃に係る記録漏れ
- e)緩衝地帯の作物の別収穫、処分方法に係る記録漏れ
- f)作業日誌の記録から生産管理記録への転記漏れ
- g)作業日誌と生産管理記録との齟齬、内容の簡略・記載不備（第三者に分からない）
- h)入庫、出庫の記録漏れ

（要求事項と考察）

生産行程管理及び小分けの記録は、格付及び格付表示担当者が「有機」の表示をして良い、有機農産物あるいは有機加工食品としての基準を満たしていることを確認・検査するために必要な記録です（認証機関に提出するためのものではありません）。

つまり、記録に不備があれば「有機」の表示は行えず、記録の不備を年次調査で指摘されていては本来遅いのです。また、その記録内容も、作成者本人にしか分からない記録では格付担当者が適切な検査できないので、省略等はせず、第三者が見ても分かる記録の作成を心掛けてください。

【認証の技術的基準箇条 5、内部規程】

<事例④> JAS 改正、その他変更時の規程改訂未実施

- a)規格改正及びその他告示改正による用語等の更新を行っていない
- b)認証の技術的基準で規程に定めることとしている項目を定めていない（農産の場合、「一般管理」、「育苗管理」等の項）
- c)定めている記録書式名が実際に使用している書式と異なる

d)見直し会議の議事録を残していない

(要求事項と考察)

2024 年 7 月に規格改正があり、有機農産物の日本農林規格は JAS1605、有機加工食品の日本農林規格は JAS1606 と示すようになったとともに、各条番号は箇条番号に、別表 1 は表 A.1 等と変わりました。規程に古い用語を記載していれば見直しを行ってください。

有機農産物の生産行程管理者において、内部規程に「一般管理」、「育苗管理」が具体的かつ体系的に整備されていない事業者がありました。JAS1605 箇条 5.11「一般管理」の他、育苗を行わない事業者であっても JAS1605 箇条 5.12「育苗管理」の項目を省かず「育苗は行わない」と定める等、規程改訂について見直しを行ってください。

この他にも、記録する書式を変更した場合等、規程も変更しなければ自らルールを破ることになりますので、規程の記述と実態が整合するかの点検を兼ねて見直しを実施してください。

見直し会議を行ったら、会議の議事録及び従事者への周知を行った記録を残してください。規程を改訂したら変更届とともに提出することもお忘れなく。

【認証の技術的基準、JAS1605 箇条 5、認証合意書 31 条 2、内部規程、格付規程】

<事例⑤> 格付、格付表示及び名称表示の実施又は記録の不備

- a)生産行程の検査チェックシートを使用すると規程に定めているが使用していない
- b)生産管理記録に不備があるにもかかわらず、生産行程の検査チェックシートで合格にしている
- c)有機 JAS シールの在庫枚数が、記録と実在庫と合わない
- d)格付規程で定めている表示とは異なる表示を行っている
- e)有機加工食品として適正に表示が行われている「有機パックごはん」に、原料米を生産した有機農産物の生産行程管理者が自らの有機 JAS シールを貼付した
- f)格付表示を行っていない農産物の納品書に、有機の表示を行っていた
- g)名称の表示に「有機荒茶」と表示していた（荒茶は一般的な食品の名称ではないため、有機緑茶・有機茶（荒茶）等と表示すべき）
- h)有機 JAS マークを貼付した格付表示品の名称に「有機」等を付さず、農産物名だけ表示していた。

(要求事項と考察)

格付及び格付表示担当者は、格付（生産行程の検査）と格付表示が極めて重要であ

るからこそ、格付及び格付の表示についての知識と理解が必要です。

格付（生産行程の検査）は、有機農産物あるいは有機加工食品としての基準を満たしていることを確認することですが、自ら定めた格付規程に基づいた格付を行っていない事業者が多く見られます。まずは格付規程で定めた方法に立ち返り、どの記録書類や根拠書類等があるのか、記録漏れはないか確実に実施してください。

有機食品の表示については、JAS1605 箇条 6、JAS1606 箇条 6 で規定している名称しか使用できません。

全体的な表示を簡単に説明すると、有機であってもなくても基本の表示があり、それが食品表示基準で定める表示です。そこへ、有機食品であることを示す格付表示（有機 JAS マーク）と有機の名称を加えるものです。

有機の表示を行うにあたっては、ラベルなどの表示データ（写真等）を当センターに提出し、表示適正の確認をとってから使用してください。

【認証の技術的基準 7.2,7.3、JAS1605 箇条 6、JAS1606 箇条 6、食品表示基準、認証合意書 5,7,8,9 条、格付規程】

<事例⑥> 資材証明書の長期にわたる未更新、未確認資材・苗等の使用

- a)肥料及び土壌改良資材の資材証明書を 3 年以上更新していない
- b)認証機関に資材の適合確認をせずに、ほ場及び施設で未確認資材を使用した
- c)購入苗の証明書を取得せず未確認の苗を使用した
- d)使用した種子はシーダーテープを使用しているが、コットンリンターに由来する再生繊維を原料とし、製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないことを確認しないまま使用した

（要求事項と考察）

有機農産物の生産に使用する資材は、購入する度に適合を確認することが原則といわれています。資材の内容は変化する可能性があるため、少なくとも 3 年に一度は最新の証明書を入手・確認して使用してください。

証明書で適合確認のとれていない資材や苗等は、適合と判断できていないので当然ながら格付は行えません。これをほ場に使用したならば、有機管理はやり直しです。

【JAS1605、JAS1606、有機 JAS 資材評価手順書】

4. 有機農産物の JAS に関する資材情報

有機農産物の生産で使用可能な資材で、適合性の確認された資材の公表を行っている認証機関等があります。その中で、農林水産省の認めた登録認証機関等を以下のホームページで確認できます。

この公表リストにある資材は、資材証明書などによる確認を不要としています。

(農林水産省ホームページ) 有機農産物の JAS に関する資材情報

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki_shizai.html



有機 JAS 資材評価協議会をはじめとする、各認証機関のページへリンクしています。

有機資材リスト掲載一覧表

掲載機関名	掲載リンク	連絡先
一般社団法人 有機JAS資材評価協議会	資材リスト [外部リンク]	TEL:022-738-8343 FAX:022-738-8344 e-mail:info★yuhyokyo.com
日本有機農業生産団体 中央会	資材リスト [外部リンク]	TEL:03-5812-8055 e-mail:jimukyoku★yu-ki.or.jp
株式会社 ACCIS	資材リスト [外部リンク]	TEL:011-375-0123 FAX:011-375-0193 e-mail:top★accis.jp

5. 有機 JAS 資材評価協議会の登録リストについて

有機 JAS 資材評価協議会は、有機農産物の生産で使用する肥料等の適合を評価し、同会のホームページにて公表しています。

1) 登録取り下げの資材

公表リストから取り下げとなった資材は、同会の保証が無くなるため、通常の資材と同じく、資材証明書による確認を改めて行う必要があります。

下表は、同会から報告のあった資材です。

これ以外にもリストから削除された資材があるので、購入時は必ず同会リストに掲載の
あることを確認してください。

(2025 年 1 月～2026 年 1 月現在までの取下げ報告)

	登録番号 (JASOM-)	資材名	会社名	取下げ日	取下げ理由
1	121201	天然除虫菊エキス（キクチュー）	中島商事株式会社	2025/1/15	有効期限満了で取下げ
2	190108	有機資材用エタノール	日本アルコール産業株式会社	2025/1/17	有効期限満了で取下げ
3	190109	エコロジアル オーガニック	日本アルコール産業株式会社	2025/1/17	有効期限満了で取下げ
4	190110	Biwa-Flex 湖の恵	株式会社明豊建設	2025/1/21	有効期限満了で取下げ
5	181209	ナチュレフィット 21 号	株式会社扶組	2025/2/28	有効期限満了で取下げ
6	190406	SKR パーク堆肥	株式会社瀬戸ヶ原花苑	2025/4/10	有効期限満了で取下げ
7	220409	クラシック堆肥、バイオゴールドクラシック堆肥	株式会社バイオゴールド（旧 ㈱タクト）	2025/4/19	有効期限満了で取下げ
8	130527	みのりん土壌灌注剤	株式会社ハヤミ産業	2025/6/4	有効期限満了で取下げ
9	130528	みのりん葉面散布剤	株式会社ハヤミ産業	2025/6/4	有効期限満了で取下げ
10	190101	オーガニックやさいの肥料	株式会社瀬戸ヶ原花苑	2025/6/16	原材料の調達が困難となったため
11	190204	ネオオルガ	株式会社瀬戸ヶ原花苑	2025/6/16	原材料の調達が困難となったため
12	220111	1.バイオゴールド INLIVING 多肉植物の土 2. INLIVING 多肉植物の土	株式会社バイオゴールド（旧 ㈱タクト）	2025/6/19	有効期限満了で取下げ
13	180109	①細粒苦土カル ②粒状炭酸苦土石灰	上田石灰製造株式会社	2025/6/20	造粒剤が有機 JAS 適合資材ではなくなったため

14	180605	腐植バチルス肥料 (鶏・牛・豚混合) ペ レット、オーガニック 2-5-3	株式会社花ごころ	2025/6/24	有効期限満了で取下げ
15	180607	オーガニック肥料 花 ちゃんプレミオ	株式会社花ごころ	2025/6/24	有効期限満了で取下げ
16	190604	オーガニックやさいの 堆肥 (関西工場)	株式会社瀬戸ヶ原花苑	2025/6/24	有効期限満了で取下げ
17	190609	オーガニックやさいの 堆肥 (本社工場)	株式会社瀬戸ヶ原花苑	2025/6/24	有効期限満了で取下げ
18	130458	ニューエコマグ	ナイカイ商事株式会社	2025/7/3	製造販売中止のため
19	130459	天然硫マグ 24	ナイカイ商事株式会社	2025/7/3	製造販売中止のため
20	171001	粒状苦土炭酸カルシウ ム肥料	河合石灰工業株式会社	2025/7/14	造粒剤が有機 JAS 適 合資材ではなくなった ため
21	130450	豊土サングリーン (元 肥用・追肥用) 豊土サ ンゼオン	日東粉化工業株式会社	2025/8/6	有効期限満了で取下げ
22	190802	熱帯植物専用培養土	有限会社伴藤産業	2025/8/10	有効期限満了で取下げ
23	130543	地力の素 粉状/粉末	株式会社フルビオ	2025/9/1	有効期限満了で取下げ
24	161005	さざん華 鹿児島サン フーズ	鹿児島サンフーズ株式会社	2025/10/15	製造販売中止のため
25	191102	肉骨粉入りマルイ肥料	マルイファーム株式会社	2025/11/17	製造販売中止のため
26	221205	オーガニック堆肥、オー ガニック鶏糞、無焼 成卵殻鶏糞、オーガニ ック肥料	株式会社デイリーエッグ	2025/11/11	製造販売中止のため
27	170507	粒状シンコー苦土石 灰、粒状マグライト、 粒状みどり苦土、粒状 くみあい苦土炭酸石 灰、粒状苦土石灰	新鉱工業株式会社	2025/11/28	適合品としての製造販 売中止するため
28	170702	粒状まぐかる	白石カルシウム株式会社	2025/11/28	有効期限満了で取下げ
29	161207	バイトルプラス (10kg)	有限会社筑西アグリ	2025/12/7	原材料の調達が困難と なったため
30	161211	特殊肥料 一石二鳥	株式会社サンテツ	2025/12/18	有効期限満了で取下げ
31	131225	土づくり堆肥	鹿児島サンフーズ株式会社	2026/1/26	製造販売中止のため
32	130454	ホタテパワー	ジェー・エス・アイ株式会社	2026/1/27	製造販売中止のため

2) 有機加工食品の JAS にも対応開始

有機加工食品の JAS 附属書等への適合リストが掲載されました。

このリストは、以下より確認できます。

(有機 JAS 資材評価協議会：資材リスト)

<https://www.yuhyokyo.com/list/>

有機JAS資材評価協議会

- 組織概要 ASSOCIATION
- 資材リスト MATERIAL LIST
- 料金表 PRICE
- プレスリリース PRESS RELEASE
- 研修日程・案内 TRAINING
- 資材登録の流れ FLOW
- 参考書類 DOCUMENT
- お問い合わせ INQUIRY

資材リスト

【当協議会の資材リストの使用に際しての注意事項】

本リスト（以下、「協議会リスト」という）に掲載の資材は、当協議会有機JAS・『有機農産物のJAS別表等資材の適合性判断基準及び手順書』に基づき適合性の評価を行った資材です。

それぞれの資材については、登録した日から3年間の有効期限を設けています。その内容については、毎年1回以上書類などによって内容を確認します。また有効期限内であっても、資材情報（原材料や製造工程等）に変更が生じた場合は、再審査し、その適合性の評価を行っています。従って資材使用に際しては、常にこのページで最新の情報を確認してください（会員の登録認証機関へは常に最新の適合性評価をお伝えします）。

本リストに未掲載の資材であっても、有機農産物のJAS規格で使用可能なものがあります。このため、未掲載の資材については、「有機農産物のJAS別表等資材の適合性判断基準及び手順書」に基づき、生産行程管理者または登録認証機関が個別に評価を行ってください。

なお、有機農産物のJASでは、原則に則った栽培では生産が困難な場合に使用できる資材として別表が定められていますので、その原則を十分理解された上での使用をお願いします。

↓ PDF版

有機農産物のJAS付属書等への適合性評価済み資材リスト
申請者名順(pdfファイル=A4縦印刷用資材リスト2026年1月15日版)

有機農産物のJAS付属書等への適合性評価済み資材リスト
資材名順(pdfファイル=A4縦印刷用資材リスト2026年1月15日版)

有機農産物のJAS付属書等への適合性評価済み資材リスト
登録番号順(pdfファイル=A4縦印刷用資材リスト2026年1月15日版)

検索方法：上記pdfファイルを開き、
コントロールボタン（キーボード左下付近にあるCtrlキー）を
押しながらFを押して、検索したいキーワードを入れてみてください。

<有機加工食品向けリスト>

・ **有機加工食品のJAS付属書等への適合性評価済み資材リスト**
申請者名順 (PDFファイル 2025年5月8日版)

次ページに「有機加工食品の JAS 付属書等への適合評価済みリスト」添付

申請者名	資材名	該当する別表	判断基準	主な用途・使用目的・肥料法などにおける区分	肥料の種類	「登録番号」	初回登録日	S有効期限	状態
アース製薬株式会社	アース・コレクトモニターCB タバコシバン用	表0.1	フェロモン	発生予防資材・モニタリング用フェロモントラップ	—	JASOM-231001	2023/10/2	2026/10/1	登録済
アース製薬株式会社	アース・コレクトモニターIMM メイガ用	表0.1	フェロモン	発生予防資材・モニタリング用フェロモントラップ	—	JASOM-231002	2023/10/2	2026/10/1	登録済
イカリ消毒株式会社	ゴキブリ・ハエ・蚊防除剤	表0.1	除虫菊抽出物	有機加工食品の工場で使用される害虫防除剤	除虫菊抽出物	JASOM-230314	2023/3/27	2026/3/26	登録済
環境機器㈱	天然除虫菊ドライスプレー	表0.1	除虫菊抽出物	食品工場内に発生・侵入する不快害虫の駆除を目的とする	—(主な病害虫等対策資材)	JASOM-180208	2018/2/12	2027/2/11	登録済
日本凌波株式会社	ミラクンPY	表0.1	除虫菊抽出物	有機食品の製造工場において使用される害虫対策資材	除虫菊抽出物	JASOM-170307	2017/3/3	2026/3/2	登録済
富士フ列バー株式会社	トリオス (旧ノコギリヒラタムシ)	表0.1	フェロモン	発生予防資材・モニタリング用フェロモントラップ	—	JASOM-130428	2013/7/12	2025/7/11	更新中
富士フ列バー株式会社	トリオス (コクゾウ)	表0.1	フェロモン	発生予防資材・モニタリング用フェロモントラップ	—	JASOM-150307	2015/4/30	2027/4/29	登録済
富士フ列バー株式会社	トリオス (マルチ)	表0.1	フェロモン	発生予防資材・モニタリング用フェロモントラップ	—	JASOM-210406	2021/4/26	2027/4/25	登録済
富士フ列バー株式会社	トリオス (コナナガシムクイ)	表0.1	フェロモン	発生予防資材・モニタリング用フェロモントラップ	—	JASOM-130427	2013/7/12	2025/7/11	更新中
富士フ列バー株式会社	トリオス カクムネチビヒラタムシ(カクムネヒラタムシ)	表0.1	フェロモン	発生予防資材・モニタリング用フェロモントラップ	—	JASOM-140513	2014/6/19	2026/6/18	登録済
富士フ列バー株式会社	トリオス (コクヌストモドキ)	表0.1	フェロモン	発生予防資材・モニタリング用フェロモントラップ	—	JASOM-130426	2013/7/12	2025/7/11	更新中
富士フ列バー株式会社	ガチヨン (メイガ)	表0.1	フェロモン	発生予防資材・モニタリング用フェロモントラップ	—	JASOM-130422	2013/7/12	2025/7/11	更新中
富士フ列バー株式会社	ガチヨン (ガイマイツツリガ メス)	表0.1	フェロモン	発生予防資材・モニタリング用フェロモントラップ	—	JASOM-130424	2013/7/12	2025/7/11	更新中
富士フ列バー株式会社	トリオス (新ノコギリヒラタムシ)	表0.1	フェロモン	発生予防資材・モニタリング用フェロモントラップ	—	JASOM-220504	2022/5/19	2025/5/18	更新中
富士フ列バー株式会社	トリオス (コクヌストモドキ類)	表0.1	フェロモン 収穫以後の工程に係る管理の項 3の(1)の追加物	発生予防資材・モニタリング用フェロモントラップ	—	JASOM-210407	2021/4/26	2027/4/25	登録済
富士フ列バー株式会社	ニューセリコ (タバコシバンシムシ)	表0.1	フェロモン 収穫以後の工程に係る管理の項 3の(1)の追加物	発生予防資材・モニタリング用フェロモントラップ	—	JASOM-210405	2021/4/26	2027/4/25	登録済
富士フ列バー株式会社	ハイレンス (ヒメマルカツオブシムシ)	表0.1	フェロモン	発生予防資材・モニタリング用フェロモントラップ	—	JASOM-130425	2013/7/12	2025/7/11	更新中
富士フ列バー株式会社	ガチヨン(スジマダラメイガ・スジコナマダラメイガ)	表0.1	フェロモン	発生予防資材・モニタリング用フェロモントラップ	—	JASOM-241114	2024/11/24	2027/11/23	登録済
富士フ列バー株式会社	トリオス (ヒメアカカツオブシムシ)	表0.1	フェロモン	発生予防資材・モニタリング用フェロモントラップ	—	JASOM-130518	2013/7/12	2025/7/11	更新中

6. 連絡事項

1) 認証手数料の改定について

昨今の人件費及び物価高騰に伴い、2026 年 4 月 1 日より認証手数料の改定（1 割程度値上げ）を予定しています。決定次第、当センターホームページで公開します。

2) 有機農産物用の証明書の書式更新

2024 年の有機農産物の日本農林規格改正にあわせ、資材証明書、種苗等の証明書を改定しましたので、今後は最新版を使用してください。

3) 資材変更届

新しい資材の導入や不使用資材に関する届出に伴う変更のための書式「資材変更届」を作成しました。新資材の届出や農 A-4 を更新する際は、同書で届出してください。

最新の書式は、当センターのホームページよりダウンロードできます。

（申請書・注文書） <https://www.infric.or.jp/jas/application-form/>

4) 変更にあたる届出の提出時期

①グループ農家、ほ場、施設等の追加

事前に書類審査を行うため、実地確認の 2 カ月前までに提出すること

②規程類、体制（責任者・担当者）、連絡先、備品及び機械等の変更

変更発生の都度、速やかに提出すること

③製造加工品目（小分け含む）の追加

変更発生の都度、速やかに提出すること

④有機 J A S マーク、格付品の表示等

変更発生の都度、表示は適切であるか、当センターの確認をとること

⑤資材等の変更

変更発生の都度提出でよいが、追加資材は資材証明書等も合わせて当センターに提出し、資材評価が適合と確認できてから使用すること

資材評価は数週間（資材による）を要するため、余裕をもって提出すること

5) 格付品を海外に輸出をしている認証事業者の方

輸出証明書を取得して格付品の輸出を行っている事業者は、毎年「輸出実績報告」を提出していただきます。

①輸出実績は、1月～12月分の実績を取りまとめ、翌年1月15日までに提出ください

②「輸出実績報告書」の書式は、当面の対応として、提出時期が近づいたら当センターよりお送りします

③輸出実績の報告について、格付規程に定めてください

※なお、輸出先国のオーガニックマークに貼り替えて輸出したい方は、外国格付表示業者の認証も必要になります。

6) 格付品の輸出を予定している認証事業者の方

①当センターのホームページの「有機JAS 格付品輸出事業者登録申請書」及び「有機食品輸出に伴う英文証明書の発行に関する同意書」で申請し、事業者登録を済ませてください。

②その次に、輸出時に必要な「証明書」などの申請を行ってください。

詳しくは、当センターのホームページをご覧ください。

(英文証明書の発行)

<https://www.infrc.or.jp/jas/application-form/english-certificate/>